

令和5年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第1回総会

日 時 令和5年1月25日（水）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏
4番 渡邊 慎一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菖蒲 修	9番 渡邊 正

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 土田 修	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）
農地の用途変更について

議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

開会 午前 9時03分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。よろしくお願いします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、9番の影沢委員、11番の氏家委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第1号から議第3号までの議案について、一括上程します。

（1）議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

以上、議第1号から議第3号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る1月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。

いずれの案件につきましても、申請された計画のとおりであれば、問題はないと判断しました。

なお、事前審査会における現地調査につきましては、このたびは対象となる案件がございませんでした。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いし

まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時40分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」7ページをお開きください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

1月13日に後藤委員、大泉委員、熊坂推進委員と現地を確認してきました。申請地は、地図の通りであります。現地は住宅と畑が混在しています。譲渡人と譲受人の関係は親戚関係にあたります。これまで、譲受人の農地だと思い譲受人が耕作してきましたが、農林課のアンケートで譲渡人が所有者であったことが発覚し、この度両者合意のうえ無償譲渡することになり申請になりました。両者合意のもとということと、これまで譲受人が耕作してきたことを考慮すると問題

ないと判断してきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位2番。

(議案書順位2番朗読)

こちらと同じく1月13日に現地調査しました。申請地は地図の通りで5筆になります。貸人は経営規模を縮小したいとのこと。また、借人は新規就農で頑張っているところなので計画通りであれば問題はなく、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長 ありがとうございました。白岩地区、菊地委員お願いします。

菊地委員 はい、議長。12番、菊地です。
同じく7ページになります。順位3番。

(議案書順位3番朗読)

申請地は地図の通りですが、112号線沿いになります。今回の圃場の間は借人の耕作地となっており申請通りであればなんら問題ないと見てきました。1月16日に地区の担当農業委員、農地利用最適化推進委員で現地を確認してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査) はい、議長。
順位1番から順位3番までの案件につきまして、農地法第

3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第1号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」9ページをお開きください。順位1番

(議案書順位1番朗読)

場所はうろこやの裏の農地になります。この農地は、11月の農地常任委員会で現地調査を行った時に違反転用ということで見たところです。今現在は住宅地に囲まれており、現状も駐車場として利用されています。14日に寒河江南部地区の農業委員、推進委員で確認してきました。現状から判断すると追認という形になりますが仕方ないということで、事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位1番は貸駐車場を目的とした追認の転用申請です。申請者は、平成30年4月頃から必要な手続きを経ずに、子が代表を務める運転代行業者に駐車場として利用させておりました。農地区分について、当該地は都市計画区域の用途地域にあることから、第3種農地に該当します。第3種農地は原則許可とされており、また、違反転用を解消するためのものでもあることから、許可はやむを得ないと考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第 2 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 はい、議長。3 番、渡辺です。

議第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」11 ページをお願いします。

(議案書順位 1 番朗読)

場所については、本楯から陵南中学校に向かひまして左側にセブンイレブンがありまして、その南側になります。14 日に寒河江南部地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。すでにさくらんぼの木は伐採されており、住宅地の中でありまして、事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。続いて順位 2 番。

(議案書順位 2 番朗読)

順位 1 番の農地から高速道路の方に向かったところの場所

になります。こちらは、息子さんの住宅を建てるということで、計画通りであれば問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位1番は、宅地分譲4区画造成のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地であるため、第3種農地に該当します。なお、土地の造成のみを目的とするものは許可基準において一般的に認められておりませんが、用途地域においては例外的に認められております。

順位2番は、専用住宅建築のための転用申請です。当該地も、都市計画区域の用途地域にある農地であるため、第3種農地に該当します。

なお、これら2件の一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の

審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第3号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 これで、本日上程された議案についてはすべて議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時57分

令和5年1月25日

第1回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 9番委員.....影沢政俊.....

議事録署名委員 11番委員.....氏家理香.....